

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、次のとおり、各部局等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部局等における平素の業務

市の各部局等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部局等における平素の業務】

部 名	課 名	平 素 の 業 務
共通	共通	1. 所管する財産、施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事 と。
総務部	総務課	1. 市国民保護協議会の運営に関する事。 2. 市国民保護対策本部に関する事。 3. 市国民保護計画の見直しに関する事。 4. 実施体制の整備に関する事。 5. 関係機関との連携体制の整備に関する事。 6. 警報、緊急通報及び避難・退避の指示等の連絡体制の整備に関する事。 7. 避難施設の指定等に関する事。 8. 救援の実施体制の整備に関する事。 9. 生活関連等施設・大規模集客施設等の把握、保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。 10. 物資及び資材の備蓄、整備等に関する事。 11. 国民保護措置の研修及び訓練に関する事。 12. 国民保護に関する普及・啓発に関する事。 13. 職員の参集体制の整備に関する事。 14. 職員の安否、被災情報の収集体制の整備に関する事。 15. 庁内電源及び通信線確保対策に関する事。
	財政課	1. 国民保護措置用車両の確保と配車体制の整備に関する事。
企画市民部	市民課	1. 市民生活相談体制の整備に関する事。
	市民まちづくり課	1. 避難施設の運営体制の整備に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> 2. 住民避難誘導體制の整備に関すること。 3. 安否、被災情報の収集体制の整備に関すること。
	地域情報課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 広報体制の整備に関すること 2. 報道関係機関との連絡調整に関すること。 3. 情報システムの保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。
福祉保健部	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 義援物資、義援金等の受付、保管及び配分のための体制の整備に関すること。 2. 障害者等の災害時要援護者の安全確保、支援体制の整備に関すること。
	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 保育所児童等の安全確保体制の整備等に関すること。 2. 保育所児童等の応急保育体制の整備に関すること。 3. 乳幼児等の災害時要援護者の安全確保、支援体制の整備に関すること。
	長寿いきがい課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 高齢者等の災害時要援護者の安全確保、支援体制の整備に関すること。
	健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 医療の確保体制の整備に関すること。 2. 救援における医療の提供及び助産の体制整備に関すること。 3. 住民の健康維持、保健衛生体制の整備に関すること。 4. 毒物、劇物施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。
環境部	環境衛生課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 武力攻撃災害の発生に起因する公害の検査及び廃棄物処理体制の整備に関すること。 2. 危険動物・ペット等の管理体制の整備に関すること。 3. 埋葬及び火葬のための体制の整備に関すること。
産業振興部	商工港湾課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 商業施設、工業団地施設、火力発電所等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。 2. 鉄道、路線バス等公共交通機関の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。 3. 災害対策のための労働力の確保及び被災者に対する就業のあっせん体制の整備に関すること。 4. 能代港の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。
	木材振興課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 木材産業施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。
	農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 主食副食物の調達・あっせん体制の整備に関すること。 2. 農地及び農業用施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。 3. 農薬、肥料、家畜飼料等の調達・あっせん体制の整備に関すること。 4. 農道・林道の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。 5. 水産漁業関係施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。
建設部	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 建設用資機材の調達・あっせん体制の整備に関すること。 2. 輸送事業者との連絡・調整体制の整備に関すること。 3. 公園施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。 4. 長期避難住宅の供与体制の整備に関すること。 5. 応急仮設住宅の供与体制の整備に関すること。
	道路河川課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 道路、橋梁等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> 2. 国土交通省、県及び東日本高速道路(株)所管に係る道路の被災情報の収集・連絡体制の整備に関する事。 3. 道路交通の確保・規制のための体制の整備に関する事。 4. 除雪体制の整備に関する事。 5. 河川の被災情報の収集・連絡体制の整備に関する事。 6. 水防活動の総合調整のための体制の整備に関する事。 7. 砂防関係の応急対策体制の整備に関する事。
上下水道部	下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 下水道施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。
	水道課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 水道施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。 2. 飲料水の確保、供給体制の整備に関する事。
二ツ井地域局	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 市対策本部等との連絡体制の整備に関する事。 2. 二ツ井地域内の関係機関との連携体制の整備に関する事。 3. 二ツ井地域内の警報、緊急通報及び避難・退避の指示等の連絡体制の整備に関する事。 4. 二ツ井地域内の救援の実施体制の整備に関する事。 5. 二ツ井地域内の生活関連等施設・大規模集客施設等の把握、保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。 6. 二ツ井町庁舎に勤務する職員の参集体制の整備に関する事。 7. 二ツ井町庁舎に勤務する職員の安否、被災情報の収集体制の整備に関する事。 8. 庁内電源及び通信線確保対策に関する事。
	企画市民課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 二ツ井地域内の市民生活相談体制の整備に関する事。 2. 二ツ井地域内の避難施設の運営体制の整備に関する事。 3. 二ツ井地域内の住民避難誘導体制の整備に関する事。 4. 二ツ井地域内の安否、被災情報の収集体制の整備に関する事。 5. 二ツ井地域内の情報システムの保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。
	福祉保健課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 二ツ井地域内の義援物資、義援金等の配分のための体制の整備に関する事。 2. 二ツ井地域内の障害者等の災害時要援護者の安全確保、支援体制の整備に関する事。 3. 二ツ井地域内の保育所児童等の安全確保体制の整備等に関する事。 4. 二ツ井地域内の乳幼児等の災害時要援護者の安全確保、支援体制の整備に関する事。 5. 二ツ井地域内の高齢者等の災害時要援護者の安全確保、支援体制の整備に関する事。 6. 二ツ井地域内の医療の確保体制の整備に関する事。 7. 二ツ井地域内の住民の健康維持、保健衛生体制の整備に関する事。
	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 二ツ井地域内の商業施設、工業団地施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> 2. ニツ井地域内の鉄道、路線バス等公共交通機関の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。 3. ニツ井地域内の災害対策のための労働力の確保及び被災者に対する就業のあっせん体制の整備に関する事。 4. ニツ井地域内の農地及び農業用施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。 5. ニツ井地域内の農道・林道の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。
	建設課	<ul style="list-style-type: none"> 1. ニツ井地域内の公園施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。 2. ニツ井地域内の長期避難住宅の供与体制の整備に関する事。 3. ニツ井地域内の道路、橋梁等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。 4. ニツ井地域内の道路交通の確保・規制のための体制の整備に関する事。 5. ニツ井地域内の除雪体制の整備に関する事。 6. ニツ井地域内の河川の被災情報の収集・連絡体制の整備に関する事。 7. ニツ井地域内の砂防関係の応急対策体制の整備に関する事。 8. ニツ井地域内の水道施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。 9. ニツ井地域内の飲料水の確保、供給体制の整備に関する事。
教育委員会	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 職員の参集体制の整備に関する事。 2. 教育委員会所管施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。
	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 児童、生徒、教職員の安全指導に関する事。
	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 文化財に係る保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。

国民保護に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等については、総務課長が行う。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期すため、武力攻撃事態等の対処に必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
情報収集体制	総務部長、総務課長及び防災危機管理室職員が参集
緊急事態連絡体制	市長、助役、部長級、次長級、課長級、課長補佐級職員が参集。ただし、個別の状況に応じ、指示を受けた職員が参集
国民保護対策本部体制	全ての職員が各庁舎又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	全ての部署での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	
	全ての部署での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	全ての部署での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合
		全ての部署での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

幹部職員及び防災危機管理室職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

幹部職員及び防災危機管理室職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員については、次のとおりとする。

【市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員】

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
本部長(市長)	助役	総務部長	企画市民部長
副本部長(助役)	総務部長	企画市民部長	福祉保健部長

(6) 職員の服務基準

市は、(3) ~ の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部(以下「市対策本部」という。)を設置した場合においてその機能が確保されるよう、交代要員の確保その他職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備の確保及び仮眠設備の確保等を行う。

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項目	内容	担当課
損失補償	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)	福祉課
(法第159条第1項)	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	福祉課

	土地等の使用に関すること。(法第82条)	税務課
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)	総務課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	総務課
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)		総務課
訴訟に関すること。(法第6条、175条)		

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書取扱規程の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であることから、次のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近隣市町村との連携

(1) 近隣市町村との連携

市は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、武力攻撃災害への対処、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣消防機関との応援体制の整備等消防機関相互の連携が図られるよう努める。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握するよう努める。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、

災害拠点病院や医療機関、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実に努める。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、次のとおり、非常通信体制の整備と確保に努める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

留意事項	・ 情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の充実を図る。
	・ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進を図る。
	・ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に点検する。
	・ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・ 通信訓練を行う際には、地理的条件や交通事情等を想定し、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとする。
	・ 無線通信系の通信輻輳時の混信等に十分留意し、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
・ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員	

が代行できるような体制の構築を図る。

- ・住民に情報を提供する際には、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、情報セキュリティ等に留意しながら、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等について周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる防災行政無線の整備を図る。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の通知を受けたときに伝達する市の区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮してその伝達方法を定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号の安否情報報告書の様式により、都道府県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

様式第1号 安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

		記入日時(年 月 日 時 分)
氏名		
フリガナ		
出生の年月日		年 月 日
男女の別		男 女
住所(郵便番号を含む。)		
国籍		日本 その他()
その他個人を識別するための情報		
負傷(疾病)の該当		負傷 非該当
負傷又は疾病の状況		
現在の居所		
連絡先その他必要情報		
親族・同居者からの照会があれば、～を回答する予定ですが、回答希望しない場合は、で囲んでください。		回答を希望しない
知人からの照会があれば～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は～を囲んで下さい。		回答を希望しない
～を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうかで囲んで下さい。		同意する 同意しない
* 備考		

様式第2号 安否情報収集様式(死亡住民)

		記入日時(年 月 日 時 分)
氏名		
フリガナ		
出生の年月日		年 月 日
男女の別		男 女
住所(郵便番号を含む。)		
国籍		日本 その他()
その他個人を識別するための情報		
死亡の日時、場所及び状況		
遺体が安置されている場所		
連絡先その他必要情報		
～を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意		同意する 同意しない
の同意回答者名		連絡先
同意回答者住所		続柄

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等の所在及び連絡先について、あらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した		による被害（第 報）																																													
平成 年 月 日 時 分		能 代 市																																													
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）																																															
(1) 発生日時 平成 年 月 日																																															
(2) 発生場所 能代市 町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）																																															
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要																																															
3 人的・物的被害状況																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th colspan="4">人 的 被 害</th><th colspan="2">住 家 被 害</th><th>そ の 他</th></tr><tr><th rowspan="2">死 者</th><th rowspan="2">行 方 不明者</th><th colspan="2">負 傷 者</th><th rowspan="2">全 壊</th><th rowspan="2">半 壊</th><th rowspan="2"></th></tr><tr><th>重 傷</th><th>軽 傷</th></tr></thead><tbody><tr><td>(人)</td><td>(人)</td><td>(人)</td><td>(人)</td><td>(棟)</td><td>(棟)</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				人 的 被 害				住 家 被 害		そ の 他	死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊		重 傷	軽 傷	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)																						
人 的 被 害				住 家 被 害		そ の 他																																									
死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊																																										
		重 傷	軽 傷																																												
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)																																										
可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th>市町村名</th><th>年月日</th><th>性別</th><th>年齢</th><th>概 況</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				市町村名	年月日	性別	年齢	概 況																																							
市町村名	年月日	性別	年齢	概 況																																											

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、危機管理を担当する職員や国民保護に関する実践的知識を有する職員を育成するため、消防大学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等を活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e - ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連

携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会・町内会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第 2 章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 地図（管内図・都市計画図・住宅地図等）
- （ 人口分布、世帯数等のデータ）
- 道路網一覧
- （ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト）
- 輸送力のリスト
- （ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）
- （ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
- （ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 備蓄物資のリスト
- （ 備蓄物資の所在地、数量）
- 生活関連等施設のリスト
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧
- 自治会・町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- （ 代表者の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト
- （ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）
- （ 消防機関の装備資機材のリスト）

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、福祉関係部署や福祉関係機関、民生委員等との緊密な連携のもとに、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害時要援護者支援体制が速やかにとれるよう配慮する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係の構築に努める。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、集団で避難する場合の方法等について、意見交換や避難訓練等を通じて確認できるよう配慮する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合を想定し、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整するものとする。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

輸送力に関する情報

保有車両等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

輸送施設に関する情報

道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理している公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、県の措置に準じて警戒等の措置を講じる。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、次のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるものとし、県と連携して、備蓄の充実を図る。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村や事業者等との必要な体制の整備に努める。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ、その適切な保存を図る。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な広報媒体の活用や、研修会の実施等により、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。またその際には、高齢者、障害者、外国人等に配慮し、実態に応じた啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育が行われるよう努める。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。